





表9 業務上疾病の新規支給決定件数(2020年度・都道府県別)※新型コロナウイルス感染症は含まれていない

大分類 (職業病 リスト号- 番号)	傷病性質コード		疾病分類項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合 計		
	号番号	分類コード		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄			
-22		99	分類コード01から29までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他ががん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5		
八	08	01	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	11	0	0	2	0	0	1	6	3	3	15	5	27	17	4	4	1	3	2	2	1	4	13	3	1	4	22	5	3	1	1	0	3	2	1	1	1	3	2	6	0	3	1	3	1	2	1	194		
			(脳血管疾患)	(6)			(1)				(3)	(3)	(1)	(4)	(2)	(15)	(14)	(4)	(1)		(1)	(1)	(2)		(2)	(4)	(3)		(2)	(17)	(4)	(2)	(1)	(1)		(2)	(2)		(1)		(2)	(2)	(2)		(3)		(1)	(1)	(2)	(1)	(113)		
			(虚血性心疾患等)	(5)			(1)			(1)	(3)		(2)	(11)	(3)	(12)	(3)		(3)	(1)	(2)	(1)		(1)	(2)	(9)		(1)	(2)	(5)	(1)	(1)				(1)	(1)		(1)	(1)		(4)			(1)	(2)			(81)				
九	09	01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	31	4	4	9	2	9	11	9	3	4	21	28	93	44	4	5	4	8	1	10	11	27	32	6	7	22	51	25	6	5	0	0	3	16	4	2	4	4	3	23	7	8	7	16	2	5	8	608		
十			前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
	10	01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患										1						1																																2		
		02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん																																																0		
		03	ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍																																																	0	
十一	11	01	その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
			[じん肺症患者に発生した肺がん]2003年度以降第五号へ移行																																																	0	
			[非災害性脳血管疾患]2010年度以降第八号へ移行																																																		0
			[非災害性虚血性心疾患等]2010年度以降第八号へ移行																																																		0
			[精神障害等]2010年度以降第九号へ移行																																																		0
			合計	627	59	110	139	62	95	115	199	63	116	849	462	804	523	147	63	72	60	32	179	122	221	334	122	201	196	736	312	87	72	25	45	159	261	105	110	94	130	83	394	62	143	138	118	124	109	96	9,375		
			A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	624	59	104	137	58	95	115	197	62	114	846	459	790	522	147	63	71	60	32	178	119	214	333	121	200	196	732	310	86	72	22	45	158	261	105	110	94	130	83	394	58	143	138	118	124	108	95	9,302		
			B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	3	0	6	2	4	0	0	2	1	2	3	3	14	1	0	0	1	0	0	1	3	7	1	1	1	0	4	2	1	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1	1	73		
			A/(A+B)	99.5%	100.0%	94.5%	98.6%	93.5%	100.0%	100.0%	99.0%	98.4%	98.3%	99.6%	99.4%	98.3%	99.8%	100.0%	100.0%	98.6%	100.0%	100.0%	99.4%	97.5%	96.8%	99.7%	99.2%	99.5%	100.0%	99.5%	99.4%	98.9%	100.0%	88.0%	100.0%	99.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.5%	100.0%	100.0%	100.0%	99.1%	99.0%	99.2%	

※「傷病性質コード」については

1. 同一労働災害で異なる性質の疾病を数種受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上受けて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。
2. その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類すること。
3. がんについては、全て号番号(2桁)が07の分類コードに分類すること。
4. 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類すること。

※「職業がん（第七号）」については、「1975」年度の欄は1975年度分までの累計、「合計」欄は1978年度以降の分を記載。1996年度分までは「その他のがん」に「じん肺肺がん」を含む。1992年度の数字は、内訳の合計が55にならず（54）、ミスがあると思われる。1985年の石綿による「肺がん」と「中皮腫」は内数が合計と合わず、ミスがあると思われる。1979年度分までの「ベンジジンによる尿路経腫瘍」には「ベンジジン又はペータナフチルアミンによる尿路経腫瘍」という区分に記載された数字を掲げた。1979年度分までの「タールによる肺がん」の区分に掲げられた数字は「その他の職業がん」の内数として計上した。

※2019年4月10日付で、「職業がん（第七号）」の「11」に「オルトトルイジンにさらされる業務による膀胱がん」が新たに入る改正省令が公布された。これにより、職業病リスト第七号中の番号が一部変更になった（従来の11番以降が、1番ずつ後ろにずれた）。また、傷病性質コード表において「オルトトルイジンにさらされる業務による膀胱がん」が「0729000」として挿入された。本表ではこの改正を加えている。

※「1975」年度の欄は、振動障害は1975年度分、職業がん及び第二号の5の電離放射線障害は1975年度分までの累計。「合計」欄はいずれも1978年度以降の分の合計。

※厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。